

宿泊税 10年間の実績と今後のあり方の概要

- 東京都は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる法定外目的税として、平成14年10月1日に宿泊税を導入
 - 宿泊税についての理解を得るため、ポスター・リーフレット、広報紙等の各種広報媒体の活用など、周知活動を積極的に実施
 - 宿泊税の税収は、平年度ベースでは10億円程度で安定的に推移し、平成14年度から平成23年度までの合計は約109億円、また、課税人員数は平成22年度で約740万人、登録施設数は平成23年度末時点で451施設
 - 宿泊税の税収は、ウェルカムボードの作成、観光案内所の運営などの観光振興施策にその全額が充当されており、安定した財源として、都による積極的な観光振興施策の推進に寄与
 - 宿泊税がこれまで観光振興施策に対し着実に貢献してきたこと、今後も都の観光振興施策の推進に寄与が期待されていること、宿泊税が都税として十分に浸透し都の財源として重要な地位を確立してきたことを踏まえ、現行の宿泊税を継続していく
- 都はこれまで第一次及び第二次東京都観光産業振興プランに基づき観光振興施策を積極的に展開。さらに本年度中に新たな「東京都観光産業振興プラン」を策定予定